

第 2 期 大山崎町子ども・子育て 支援事業計画 大山崎町

計画策定にあたって

1 計画策定の背景と目的

「子ども・子育て関連 3 法」に基づく「子ども・子育て支援新制度」が平成27年度に本格的にスタートし、市町村においても、子ども・子育て関連 3 法のひとつである「子ども・子育て支援法」に基づき、質の高い幼児期の学校教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供を図るため、大山崎町では、平成27年 3 月に『大山崎町子ども・子育て支援事業計画』を策定し、すべての子どもと家庭を対象とした支援を総合的かつ計画的に推進してきました。

令和 2 年度を始期とする「第 2 期大山崎町子ども・子育て支援事業計画」は、社会環境の変化や本町の子どもや子育てを取り巻く現状、計画の進捗状況等を検証し、令和元年10月から開始された幼児教育・保育の無償化や、子育てと暮らしのあり方の多様化、子どもの貧困問題を踏まえ、引き続き本町の一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会を実現するための計画です。

2 計画の性格と位置づけ

1. 法的位置づけ

本計画は、子ども・子育て関連 3 法のうち、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」として策定するものです。

子ども・子育て支援法

第 61 条 市町村は、基本指針に即して、5 年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

計画策定にあたっては、同法第60条に基づき、内閣総理大臣が定める「子ども・子育て支援のための施策を総合的に推進するための基本的な指針（基本指針）」を踏まえています。

なお、本計画は、次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）に基づく市町村行動計画に引き続き位置付けるとともに、国における子どもの貧困対策の推進に関する法律（平成25年法律第64号）及び「子どもの貧困対策に関する大綱」の趣旨等を踏まえ、子どもの貧困対策についても包含した計画として策定します。

2. 大山崎町計画体系等における位置づけ

本計画は、“天王山のふもと、三川合流の地 みんなを笑顔にするまち ええとこ、がんばる、おおやまざき”を将来像とする「大山崎町第4次総合計画 大山崎町まちづくりビジョン2025」を上位計画に、次代を担う子どもを生育育てる家庭を地域全体で支援し、子どもが心身ともに健やかに育つためのまちづくりの部門別計画となるものです。

3 計画の期間

本計画は、令和2～6年度の5年間を計画期間とするものです。

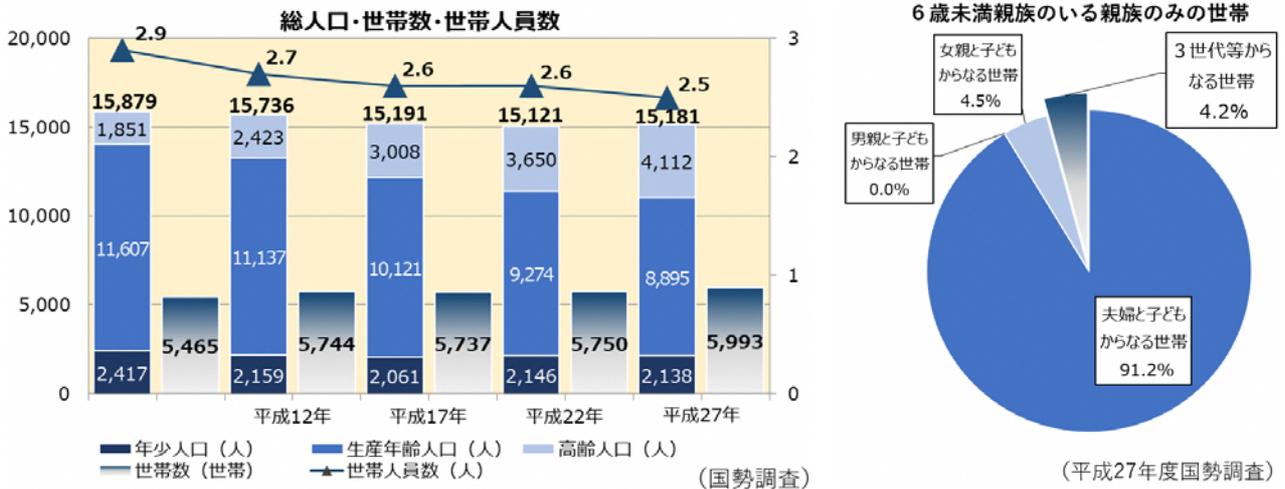
ただし、子ども・子育てを取り巻く社会状況の変化等により、必要に応じて、計画期間中に見直しを行う場合があります。

大山崎町の子ども・子育てを取り巻く状況

1. 人口の推移と世帯の状況

全国的な少子高齢化を背景とする人口減少が深刻化する中、大山崎町の総人口も減少傾向で推移していましたが、平成22年から平成27年にかけて増加しています。総人口に占める高齢人口（65歳以上）の割合は増加し、生産年齢人口（15歳以上～65歳未満）、年少人口（15歳未満）は減少している一方、世帯数は平成7年の5,465世帯から、平成27年には5,993世帯に増加しています。

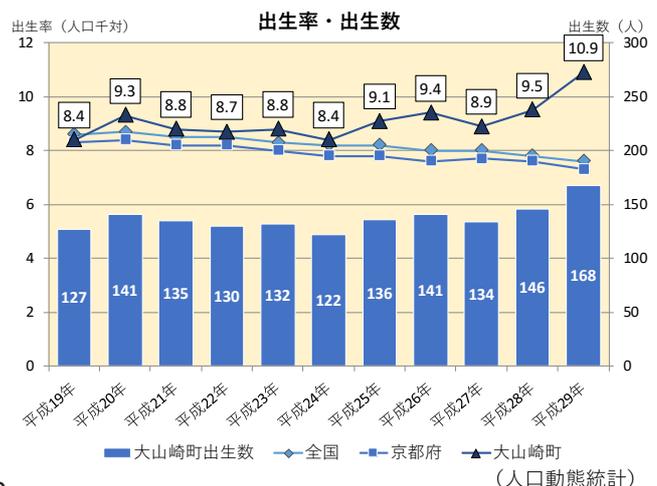
6歳未満親族のいる親族のみの世帯（638世帯）では、このうち、夫婦と子どもからなる世帯が582世帯で91.2%を占めています。



2. 出生率

出生率（人口千人当たりの出生数）は、全国や京都府の水準は緩やかに減少傾向ですが、大山崎町については平成28年から増加傾向となり、平成29年には10.9となっています。

出生数は増減を繰り返していましたが、近年増加傾向にあり平成29年では168人となっています。



基本的な考え方

1 子ども・子育てビジョン（基本理念）

本計画は、「第1期大山崎町子ども・子育て支援事業計画」における基本理念を踏襲するものとし、本町における子ども・子育てビジョンとして次のように設定します。

地域がつながる子育て支援の輪

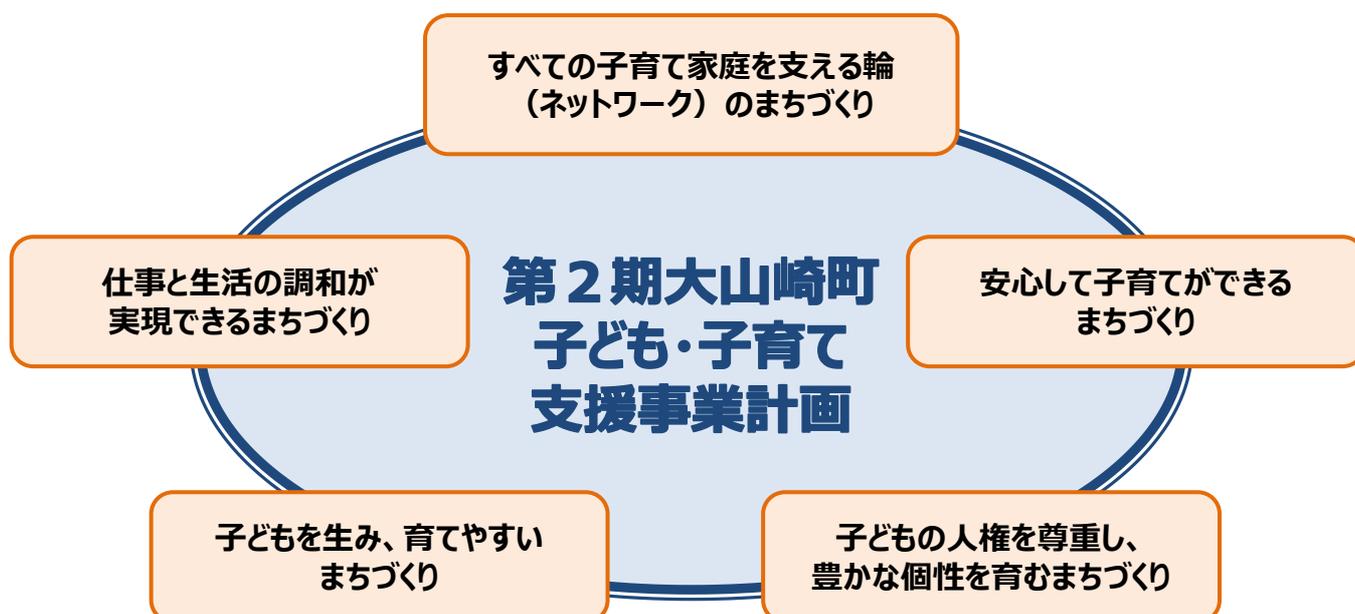
～次代を担う子どもの笑顔があふれ、子育てが楽しいまち～

子育ては、社会の最小単位である家庭において、保護者が行うのが望ましい方法であることをすべての住民が認識し、子どもを生み育てることに喜びを感じ、子育ては楽しいものであり、子どもは次代を担う社会の宝であると感じられるような支援が重要です。

すべての住民の共通認識のもと、地域全体で子育て家庭に対する支援の輪（ネットワーク）づくりに取り組むことで、子どもたちの権利と利益を最大限尊重し、子どもも大人も笑顔で健やかに暮らせ、住民みんなが子育てを自慢できるまちを築いていくことが、この計画を推進する上での大きな願いです。

2 基本目標

基本理念、基本的な視点を踏まえ、本計画の基本目標を次の5つとします。



3 施策の体系

基本理念、基本目標の達成に向けた施策の体系は次のとおりです。

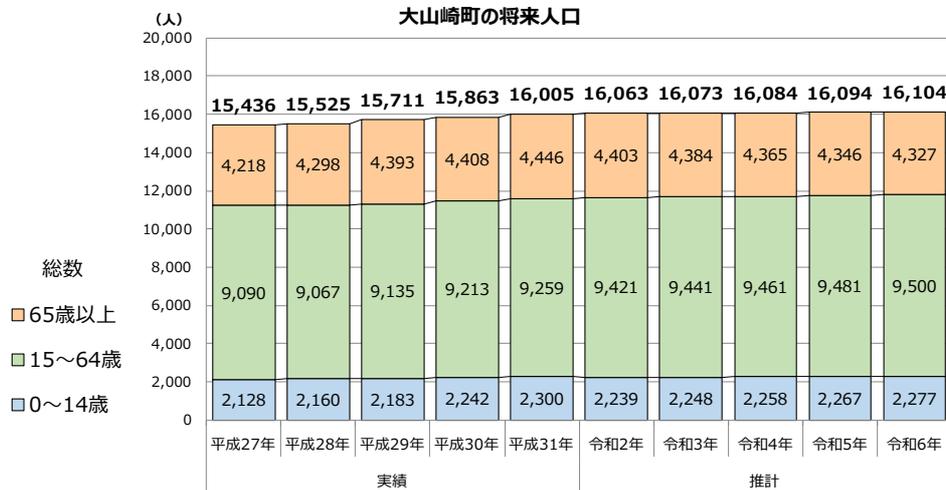
〈基本理念〉	〈基本目標〉	〈施策の方針〉	〈施策〉	
地域が つな がる 子 育 て 支 援 の 輪 次代を担う子どもの笑顔があふれ、子育てが楽しいまち	すべての子育てを支える輪 (ネットワーク)の まちづくり	地域をつなぐ子育て支援ネットワークの推進	地域協働で推進する子育て支援ネットワーク 各種相談窓口・情報提供機能の充実 地域のネットワーク拠点の充実 住民参加の子育て支援活動の推進	
		親育ちを図る学習機会の充実	家庭教育に関する学習機会の充実 親子のふれあい体験機会の充実	
	安心して子育てができる まちづくり	子どもが安心・安全に暮らせるまちづくり	子育て家庭の経済的負担の軽減 【子どもの貧困対策計画】	防犯対策の推進 交通安全対策の推進 バリアフリーの地域づくりの推進 居住環境の整備・充実 家庭での事故防止対策の推進 防災対策の推進
			子どもの人権尊重の視点に立った育児の推進	各種手当の支給と普及・啓発 各種助成・減免制度の普及・啓発 幼児教育・保育の無償化への対応
			就学前教育・保育及び放課後児童対策の充実	子どもの個性を尊重する育児の推進 保育所保育の充実 幼稚園教育の充実 新・放課後子ども総合プランの推進
			地域に開かれた学校教育の充実	家庭・地域の連携による学校教育の充実 不登校等の対策の推進 いじめ防止対策の推進 障がい児施策の充実
	子どもの人権を尊重し、 豊かな個性を育む まちづくり	多様な生涯学習の機会の充実	体験活動等の促進	
		子どもの視点を取り入れたまちづくり	子どもの意見を反映できる地域づくり 「児童の権利に関する条約」の普及・啓発の促進 人権を大切にする心を育てる子育てや保育・教育の推進	
		児童虐待防止対策の推進	体験活動等の促進 子どもの意見を反映できる地域づくり 「児童の権利に関する条約」の普及・啓発の促進 人権を大切にする心を育てる子育てや保育・教育の推進	
		児童虐待防止対策の推進	児童虐待防止の推進 被虐待環境への支援	
	子どもを生み、 育てやすいまちづくり	母子の健康保持、増進の充実	妊産婦・子どもの健康の保持・推進 食育の推進 思春期保健対策の推進 小児医療体制の充実	
		ひとり親家庭等に対する支援の充実 【子どもの貧困対策計画】	ひとり親家庭の相談体制の充実 ひとり親家庭の支援体制の充実	
		障がいのある子どもに対する支援の充実	療育相談・指導の充実 リハビリテーションの充実 在宅福祉サービスの充実	
	仕事と生活の調和が 実現できるまちづくり	男女共同による子育ての推進	家庭における男女共同参画の促進 父親の子育て参加の促進	
		仕事と子育ての両立ができる就労環境の整備	育児休業制度の普及・啓発 再就職・再雇用の促進啓発 職場環境の改善啓発	
		保育サービスの充実	保育所の整備 多様なニーズに対応できる保育の充実	

4 将来フレーム

1. 総人口の見通し

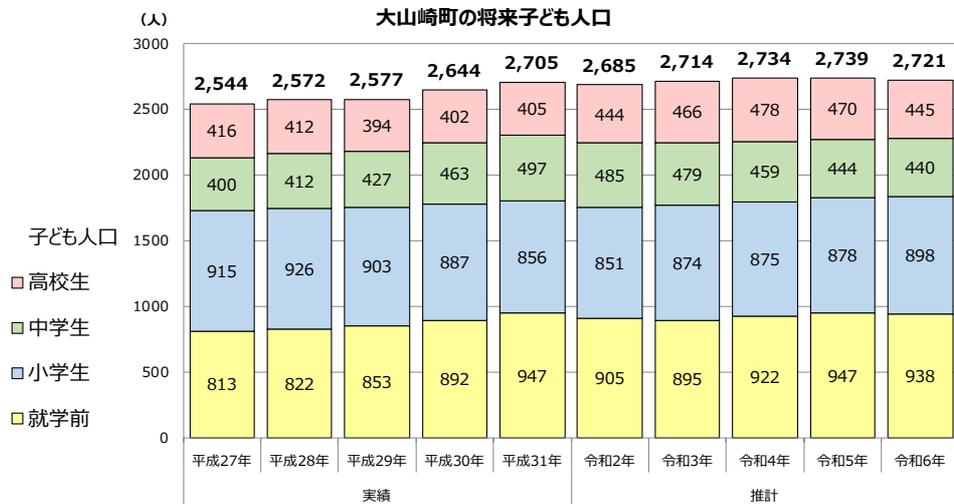
住民基本台帳による本町の総人口は、近年緩やかな増加傾向で推移しています。

今後もこうした増加傾向で推移する場合、計画最終年度である令和6年には総人口16,104人にまで増加するものと見込まれます。



2. 子ども人口の見通し

0～17歳の子ども人口については、平成31年の2,705人から令和6年には2,721人へとわずかながら増加が見込まれます。



量の見込みと提供体制

1 教育・保育提供区域

子ども・子育て支援法第61条により、市町村は子ども・子育て支援事業計画において、地理的条件や人口、交通事情その他の社会的条件及び教育・保育施設の整備状況等を総合的に勘案して教育・保育提供区域を設定し、区域ごとに事業の必要量を算出するとともに、事業内容や実施時期を示さなければならないとされています。

検討の結果、本町においては、教育・保育施設の整備・確保にあたって、より柔軟な対応が可能であることなどの理由により、全町を1提供区域とすることとします。

2 幼児期の教育・保育の量の見込みと提供体制

【量の見込みと提供体制】

	令和2年度				令和3年度				令和4年度				
	1号認定 3～5歳	2号認定 3～5歳	3号認定 0歳 1～2歳		1号認定 3～5歳	2号認定 3～5歳	3号認定 0歳 1～2歳		1号認定 3～5歳	2号認定 3～5歳	3号認定 0歳 1～2歳		
	教育のみ		保育必要		教育のみ		保育必要		教育のみ		保育必要		
就学前児童数推計	438		145	322	452		141	302	480		141	301	
①量の見込み	(※) 173	265	31	209	(※) 178	274	30	196	(※) 190	290	30	195	
需要率	39.5%	60.5%	21.4%	64.9%	39.4%	60.6%	21.3%	64.9%	39.6%	60.4%	21.3%	64.8%	
②確保量	認定こども園、幼稚園、保育園 (特定教育・保育施設)	0	314	40	185	0	314	40	185	0	314	40	185
	確認を受けない幼稚園	245	0	0	0	245	0	0	0	245	0	0	0
	地域型保育事業 (小規模保育施設)	0	0	3	27	0	0	3	27	0	0	3	27
	合計	245	314	43	212	245	314	43	212	245	314	43	212
②-①	72	49	12	3	67	40	13	16	55	24	13	17	

	令和5年度				令和6年度				
	1号認定 3～5歳	2号認定 3～5歳	3号認定 0歳 1～2歳		1号認定 3～5歳	2号認定 3～5歳	3号認定 0歳 1～2歳		
	教育のみ		保育必要		教育のみ		保育必要		
就学前児童数推計	493		145	309	479		147	312	
①量の見込み	(※) 195	298	31	201	(※) 189	290	32	203	
需要率	39.6%	60.4%	21.4%	65.0%	39.5%	60.5%	21.8%	65.1%	
②確保量	認定こども園、幼稚園、保育園 (特定教育・保育施設)	0	314	40	185	0	314	40	185
	確認を受けない幼稚園	245	0	0	0	245	0	0	0
	地域型保育事業 (小規模保育施設)	0	0	3	27	0	0	3	27
	合計	245	314	43	212	245	314	43	212
②-①	50	16	12	11	56	24	11	9	

※1号認定には、全員新制度施行前に施設型給付の対象となる教育・保育施設として確認を受けない旨の申し出を市町村に行った私立幼稚園（子ども・子育て支援新制度へ移行していない従前どりの幼稚園）を利用している児童も含まれます。

3 地域子ども・子育て支援事業の提供体制

1. 利用者支援事業

【事業の概要】

子どもまたはその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び、必要に応じた相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を行う事業です。

【確保方策の考え方】

本町では、平成31年度から健康課内に「大山崎町子育てコンシェルジュ」を設置して、担当保健師が妊娠から出産、子育てにわり切れ目なく、情報提供、相談支援を行い、必要なサービスを円滑に利用できるよう利用者支援事業（母子保健型）を展開しています。

2. 地域子育て支援拠点事業

【事業の概要】

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言、その他の援助を行う事業です。

【確保方策の考え方】

平成21年度から実施してきた町子育て支援センターに加え、平成31年度から私立保育所内でも新たに事業を実施し、町内2箇所で提供しています。今後も現状の提供体制を基本にしつつ、事業内容の充実を図っていきます。

3. 妊婦健康診査

【事業の概要】

安心・安全な出産を目的とし、妊婦や赤ちゃんの健康状態を定期的に確認するため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

【確保方策の考え方】

基本的にすべての妊婦に対して、1人あたり年間14回の健康診査を実施できる提供体制を確保していきます。

4. 乳児家庭全戸訪問事業（赤ちゃん訪問）

【事業の概要】

生後4ヶ月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、発育や発達に関する保健指導、育児についての相談、予防接種や子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

【確保方策の考え方】

すべての乳児家庭に対しての訪問事業を実施できる提供体制を確保していきます。

5. 養育支援訪問事業

【事業の概要】

養育支援が特に必要な家庭に対して、居宅を訪問し、養育に関する援助や指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

【確保方策の考え方】

現在、専門的な相談支援として保健師が対応し、育児・家事援助支援として子育てサポーター等の訪問支援員が対応しています。

事業実績に基づく量の見込みを踏まえ、今後も引き続き保健師や子育てサポーター等の訪問支援者の協力を得ながら、提供体制の確保を図っていきます。

6. 子育て短期支援事業

【事業の概要】

保護者の疾病等の理由により、家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業です。

具体的な事業としては、短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）及び夜間養護等事業（トワイライトステイ事業）があります。

【確保方策の考え方】

現在2箇所の児童養護施設等で事業実施しています。アンケートによる量の見込みはありませんでしたが、利用実績に基づく量の見込みを踏まえ、今後も年間10人規模の提供体制を確保していきます。

7. ファミリー・サポート・センター（子育て援助活動支援事業）

【事業の概要】

子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

【確保方策の考え方】

アンケートによる量の見込みはありませんでしたが、利用実績に基づく量の見込みを踏まえ、より多様な子育て支援を行うという観点から、活動件数の増加に向けて、提供会員の確保をはじめ事業の充実に努めます。

8. 一時預かり事業

【事業の概要】

家庭で保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児に関し、主として昼間に、幼稚園、保育所等において、一時的に預かりが必要な保護を行う事業です。

【確保方策の考え方】

幼稚園における、教育課程に係る教育時間以外の時間帯で預かる「預かり保育事業」については、町内にある私立幼稚園で現在実施しています。

利用実績を踏まえた見込みに対して、今後も現状の提供体制を確保していきます。

また、保育所においては、保護者の短時間就労や育児に伴う負担解消等により、一時的に保育を行う一時保育事業を現在町立保育所1箇所と私立保育所の計2箇所で実施しています。利用実績を踏まえた量の見込みに対して、今後も保育所（2箇所）で提供体制を確保していきます。

9. 延長保育事業

【事業の概要】

保育認定（2号・3号認定）を受けた子どもについて、通常の利用時間以外において、保育所、認定こども園等で保育を実施する事業です。

【確保方策の考え方】

現在町内の保育所4箇所と小規模保育施設1箇所で実施しており、利用実績（平成31年3月現在）は132人となっています。今後も、現状の提供体制で対応していきます。

10. 病児・病後児保育事業

【事業の概要】

病児・病後児について、医療機関や保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等を行う事業です。

【確保方策の考え方】

利用実績（平成30年度）は109人日となっています。今後も、平成29年度から小規模保育施設に併設で開所された1施設（1日定員5人）による提供体制で対応します。

また、町内の保育所で実施している体調不良児対応型も、現状の提供体制で対応していきます。

1 1. 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

〔事業の概要〕

保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に児童館や小学校の余裕教室等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

〔確保方策の考え方〕

現在、大山崎町では小学校1年生から4年生までを対象として事業を実施しており、加入児童数は207名（平成31年4月現在）となっています。

平成26年度に制定した「大山崎町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」では、対象児童を小学校6年生までとしているところですが、本町における小学校5・6年生の対応については、現在の放課後児童クラブ施設や支援員の配置状況から、直ちに対象学年を拡大することが難しいため、今後、関係部署と協議を重ねて継続的に検討していきます。

また、同条例に規定する、児童一人当たりの専用区画の面積は1.65㎡とすること、保育に当たる放課後児童支援員は有資格者であって、都道府県知事が行う研修を修了した者であること、一つの支援単位を構成する児童数はおおむね40人以下とすること、については経過措置を設けており、今後も基準を満たすよう取り組んでいきます。

計画の推進

1 計画の進捗状況の管理・評価

本計画は、本町の子育て支援、少子化対策の基本計画となるものであり、計画に含まれる分野は、保健・医療・福祉・教育・雇用等のさまざまな分野にわたっています。

このため、町福祉課が中心となり、関係部局、関係機関・団体などと連携を図りながら、総合的かつ効果的な計画の推進を図ります。庁内の推進体制として、年度ごとに計画の進捗状況を把握し、施策の充実や見直しについての協議を行うことにより、本計画の円滑な推進に努めます。また、本町の子ども・子育て会議に対しても定期的にその進捗を報告することとし、内部管理にとどまらず、常に住民視点の確保を図り、本計画の実効性を確保します。

なお、計画の進捗評価については、その結果を広く住民に公表し、進行管理の透明性を図ります。

2 関係機関・団体等との連携

1. 住民参加・参画の推進

社会全体で子育てを支援するためには、住民や企業、関係団体の理解と協力なくしては実現できません。計画について広報等により住民等の理解を深めるとともに、ボランティア活動の活性化の促進、住民参加型のサービスの検討など、住民自身の力を発揮できる地域ぐるみの取り組みを支援し、子育て環境づくりに住民参加・参画を推進します。

2. 住民や関係団体との連携

子育てを社会全体で支援していくためには、住民、保育所や幼稚園、学校、その他子育てに関わる関係団体や関係機関、行政などがパートナーシップの視点で連携することが不可欠です。

本計画の推進にあたっては、家庭・地域をはじめ、町内の子育て支援に関わっている子育てサークルや京都府家庭支援総合センター（児童相談所）、京都府乙訓保健所、教育機関、警察などの関係機関・団体などとの連携を深めるとともに、庁内の福祉関連施策や教育施策、都市施策、住宅施策、労働施策等の所管部局との連絡・調整、情報の共有化を図り、各主体が子育てや子どもの健全育成に対する責任や自ら果たすべき役割を認識し、互いに力を合わせながら事業を推進します。

3. 地域の人材確保と連携

住民の子育てに対するニーズの多様化に対応していくため、保育士、教員などの子育てに関わる専門職員だけでなく、ボランティアやNPOなど地域で子育てを支援する幅広い人材・団体の育成を図ります。

第2期大山崎町子ども・子育て支援事業計画

令和2年3月

〒618-8501 京都府乙訓郡大山崎町字円明寺小字夏目3番地
大山崎町 健康福祉部 福祉課

TEL 075-956-2101 (代) FAX 075-957-4161

大山崎町HPアドレス：<http://www.town.oyamazaki.kyoto.jp/>

Eメール：jido@town.oyamazaki.lg.jp